



戦前吉田巖のアイヌ教育実践に関する史的研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2008-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 秀郎, 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00004999

戦前吉田巖のアイヌ教育実践に関する史的研究

永田 秀郎・明神 勲

北海道教育大学釧路校教育学研究室

はじめに

“アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。”

このような目的を掲げて1997年に成立した「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（1997年5月14日制定，同年7月1日施行，以下「アイヌ文化振興法」という）は、アイヌ民族をめぐる戦後の歴史における1里程標であった。同法は、先住民族としての権利と民族の尊厳の確立を求める北海道ウタリ協会の「アイヌ新法運動」（「旧土人保護法」の廃止とこれに代わる「アイヌ民族に関する法律」の制定を求める運動。1984年4月，北海道ウタリ協会総会で採択）を直接の起点として，道内，国内はもとより国連をも舞台にした様々な論議を経て国会において全会一致で成立したアイヌ民族に関する新たな法律である。この法律をめぐる様々な評価があるが、¹⁾ アイヌ民族の復権運動の一つの到達点を画すものであり，この法律が内包する積極面と限界はアイヌ民族に関する国民意識の現状を反映したものを見ることができる。

この法律によってアイヌ民族は初めて日本国内における民族としての存在が法的に確認され，法律上の呼称も「旧土人」から「アイヌ」に改められることになった。筆者はかつて，アイヌ民族の呼称の問題は，我々のアイヌ民族認識を映し出す鏡であり，「アイヌ問題」の解決とは単純化すると呼称の問題に帰着すると述べたことがある。²⁾ そのような視点からすると「旧土人」から「アイヌ」という呼称への変化は，当然のこととはいえ重要な意味をもつものと評価できる。同時にこのことは，アイヌ民族に「旧土人」という侮蔑的な呼称を与え続けてきた法律の存在を，戦後50数年にわたり許容してきたという我々のアイヌ民族認識の貧困さと鈍感さを白日の下に曝すものでもあった。さらに，呼称をめぐる重要な問題が新たに制定されたアイヌ文化振興法には存在する。そこにおいてアイヌ民族の呼称は「アイヌの人々」とされていることに注目せざるを得ない。³⁾ なぜ「アイヌ」あるいは「アイヌ民族」ではなくて，法律用語にはなじむとは思えない「アイヌの人々」という呼称が選択されたのか。その経緯についてはつまびらかにし得ないが，「アイヌ」とすることにはウタリ協会も含めて躊躇，抵抗感があり立法者の後ろめたさも伴って意識的に選択されたのが「アイヌの人々」という奇妙な表現であったと推測される。それはアイヌの独自の組織が「北海道にウタリ協会」と命名された経緯からも窺うことができる。「北海道アイヌ協会」から「北海道ウタリ協会」に名称変更をした理由について野村義一理事長（当時）は次のように説明している。

アイヌという我々からみれば人間という尊い言葉なんだけれども、シャモからみると、戦前に痛めつけたアイヌ人。痛めつけられたその名前が出ることによって、戦前に受けた卑屈感が非常にまた倍加するのではないか。だから止めよう。あまりドギツイ表現は止めようじゃないかということで、ウタリ—仲間というやわらかい言葉に変えたのです。⁴⁾

行政用語として「ウタリ」という表現がなされているのもほぼ同じ理由によるものであり、「ウタリ」という呼称を使用する意識の延長線上に登場したのが「アイヌの人々」という呼称であったと思われる。なお、北海道ウタリ協会理事会は、アイヌ文化振興法成立直後の5月16日、民族の誇りを持つために協会の名称を「北海道アイヌ協会」に改称する提案をウタリ協会総会で行った。しかし、総会では、アイヌという言葉の使用により差別助長を懸念する意見が続出し、理事会はこの提案を取り下げた。⁵⁾ 日本の社会が未だ、自らの民族の呼称を自由に選択することを許さない不寛容な社会であることを示す象徴的な出来事であった。

ともあれ、戦後50数年の歴史を経て我々はようやく「旧土人」から「アイヌの人々」という呼称に到達し、これを経過点として次に「アイヌ」という呼称を獲得することを課題とする段階に至っている。このためにアイヌ文化振興法の積極的活用が重要であろう。先に紹介したようにアイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策の推進を国と地方公共団体に義務づけているが、この施策の推進において教育と学校は決定的に大きな役割を期待されているといえよう。アイヌ民族の民族としての誇りが尊重される日本社会の実現を目指して学校、教師は何をなすべきか—アイヌ文化振興法体制下における学校教育のありかたが新たに問われている。

このような問題関心から我々は、戦前においてアイヌ教育に情熱を注いだ先人の実践と思想の検討を行ってきた。そのような1人として前稿では永久保秀二郎をとりあげたが、⁶⁾ 本稿では吉田巖を検討対象とする。

吉田巖は、「明治の末期には虻田の白井柳治郎、有珠の山本儀三郎、荷負の吉田といえ、旧土人教育では知らぬ者がいなくなった。」⁷⁾と評されているように、戦前における著名なアイヌ教育者であり同時にアイヌ語、アイヌ文化の研究者でもあった。吉田の教育実践に関する先行研究の評価は、「同化教育論者」「皇民化教育論者」として否定的に評価するものが支配的であるが、時代の相において彼の実践を再評価するという視点が必要と考える。先に見たように、基本的人権の尊重と民主主義の保障を国是とする戦後を半世紀過ぎてもアイヌ民族に対する国民認識は極めて貧しい状況にとどまっている。ましてや<大日本帝国憲法・旧土人保護法体制>下にあった戦前において、「同化論」「皇民化論」に基づく支配的なアイヌ民族認識から自由であることは極めて国難なことであったことは想像に難くない。従って、戦前におけるアイヌ教育実践やアイヌ認識を分析する評価軸は、「同化論者であったか否か」、「皇民化論者であったか否か」ではなく、これと並行して「どのような同化論者であったのか」あるいは「どのような皇民化論者であったのか」というところに設定すべきであると考えられる。

本稿は、このような視点から吉田巖の再評価を試みた第1報である。

I アイヌ研究の動機

近年、特に吉田巖についての研究が進んでいる。吉田巖のアイヌについての研究の意図を明確にとらえることが、アイヌの生きてきた歴史を検証し、新しい時代をきりひらくものと思う。

ここでは吉田巖がどういう動機からアイヌ研究をはじめたのかを考える。

1. 吉田巖のプロフィール

ここでは、明治という時代に生きる青年がこぞって抱いていた立身出世主義の風潮のなかで吉田巖が自己の目的をどう実現していったらよいかという真摯な苦悩を見ておく。そして吉田巖という好奇心旺盛な青年の目に映じたアイヌとの出会いについてもふれる。

吉田巖 略年譜⁸⁾

- 明治15年7月6日 福島県相馬郡中村町士族吉田恭重四男として生まれる
- 明治30年6月7日 福島県鹿島町士族佐藤正信養子縁組
- 明治36年3月31日 福島県立相馬中学校卒業（策一期生）
- 明治37年2月12日 福島県鹿島尋常高等小学校代用教員
- 明治40年4月5日 北海道河東郡音更村音更尋常小学校準教員
- 明治40年9月6日 社団法人北海道旧土人教育会私立虻田実業補習学校教員
（明治43年7月22日 有珠山噴火）
- 明治44年4月17日 北海道沙流郡荷負尋常小学校尋常科準訓導
- 大正4年12月31日 北海道河西郡第二伏古尋常小学校訓導兼校長
- 大正8年6月 財団法人啓明会アイヌ調査事業嘱託
- 昭和2年6月 台湾教育界視察
- 昭和6年8月29日 北海道河西郡日新（第二伏古）尋常小学校閉校 31日付け退職
- 昭和10年7月20日 『心の碑』出版
- 昭和27年11月3日 北海道文化賞受賞
- 昭和38年5月24日 死亡

上の年譜は、吉田巖自身が書き残した詳細な年譜をもとに抄出した。父恭重は福島県の地方官吏。養子縁組の佐藤家は姉の嫁ぎ先。

吉田巖の青春はいつの時代にもだれもが通り過ぎる文学へのあこがれに満ちていた。作家としてではなく国文学研究を志したが、養家では薬剤師への道をすすめていた。

すでに長兄義重は母を伴って北海道中川郡豊頃村興復社農業事務所で働いていた。

吉田巖は大学進学への道を断たれて、郷里の小学校代用教員として奉職する。しかしそれが自分の本来の目的ではないとして、いかに生きるべきかの深刻な苦悩を、13歳から書き始めた日記⁹⁾に見ることができる。その回答を得ようとして1905年（明治38）北海道の兄を訪ねる。函館から海路釧路へ。釧路から豊頃へ向かう汽車のなかではじめてアイヌと出会うのである。

2. アイヌとの出会い

釧路から豊頃まで汽車に乗り降りするアイヌを新鮮な目で観察している。それは飽くことなき好奇心であった。

停車場ニテ、アイヌガ待合所ニキタ。ヤガテ同車シタノデアル。

午後二時五分釧路発。左右（南北）ノ平野マコトニコノマシ。アイヌ夫婦、子ドモ二同車ス。老人一人。

同 二十分 おたのしけ着

二十八分 ハツ

四十三分 しょろ着

ココニイタル間、平野広漠、土壤肥沃、樹木鬱蒼、マキバニ牛ノ群ヲ見ルニ、サンドーハ花ザカリ、草原ハ秋ノ千草ノ如シ。空気清浄真ニ命ノノビルヲ覚ユ。

バレイシヨ畑所々。ココニテアイヌ老人、男子、児女トオボシキガ下車ス。

五十九分 発

三時三分 しらぬか着

ココニテ車中客五分ノ四下車。

コレマデ、アイヌヲ見ル七人。ココニテノコリノアイヌ二人下車。男一人乗車。シラヌカマンジー。

三時十五分 発

四十三分 釧路郡オンベツ着

ココノ間アイヌ五人。男一、女子一、男子一。

四十七分 発

四時二十三分 十勝アツナイ着

コノ間アイヌト談話。トロロコンブ十一。ココニテ彼下車ス。

四十一分 発

タモギ、アカダマ（マクラギ、キョーリョーノケタニツカフ）。

五時十八分 うらほろ着

二十五分 発

六時 豊頃着

（『吉田巖日記第四』明治38年8月6日）

なぜこれほどまでに克明に記録したのであろうか。この好奇心が一過性ではなくて、なにか深く心へ根付かせるものがあつたのでなからうか。それでなくてはこれほどまでに心の動きを抑制して書き記すはずがない。

このあとの日記は豊頃での見聞を詳細に書いているが「アイノノ話」としてアイヌに関する記録が圧倒的に多い。その関心の深さを語っている。

次は兄を訪ねた旅の感想をこめた和歌であるが、約一月滞在してこの地の自然がすっかり気に入った。翌年北海道永住の決意につながるものであろう。

十勝の国豊頃の里はあめ地のいづこはあれど住みよきところ

（『吉田巖日記第四』明治38年9月6日）

3. アイヌ研究の決意

吉田巖は1906年（明治39）北海道移住を決意して郷里を後にする。

その前後のこころのゆれ動きを日記に見ておく。

①吾が行たる、もとこれ立身出世のためにあらず。富貴栄達のためにもあらず。一獲千金の望あるにもあらず。土地が欲しいのでもなし。強ち、奉職のうまい口にありつきたいでもなし、決して、時流世俗をおうて紛々たる軽挙をなすのではない。その目的や遠大に、大に精神界のため一身を犠牲に供し、所謂、埋木の生涯に安んじて、かねての大抱負を実現せんとすることを誓ふのである。

（『吉田巖日記第四』明治39年7月26日）

②あなた様は、さやうな御志願ではその方便として、やはり土人の教育をやって御覧。かたがたならば面白からうけれども、いづれ御志願のアイヌ語専門といふがはでは、やはり沙流の方がよからうと思ひます。

（『吉田巖日記第四』明治39年8月7日）

③情にもろき愚生をして、最も愛憐にたへざらしむる一事は、アイヌ人に対する吾が同胞の同情心の

実に実に紙よりも薄きことに有之候。よし、相当の理由あり候とも、かばかりのことかはと悲嘆に不堪候。道庁の堂々たる御役人衆すら川原乞食の様にけなされ居る有様、況んや一般同胞をやと申す次策に御座候。如何に優勝劣敗とは申しながら気の毒に不堪候。愛憐に不堪候。吾同胞の彼等に対する、誠にかくの如きものに有之候。旧土人保護法は内容あまりに立派すぎ申候。これをしも形式といはずは何をかと存候。さはれ生存競争の実、自然淘汰の理はあらそはれぬものに御座候。現に火を見るより明らかに御座候。彼等は度外視せられ、卑下せられ、排斥せられつつあるに対し、彼等自身も固有の風俗習慣を墨守し居るは潔しとせず、巧に日本風を擬して吾同胞の意をむかへ、その卑下排斥度外視の大部分をあがなわんとしつつあるを認め申候。

（『吉田巖日記第四』明治39年8月29日）

①は旅立つ前、北海道へ渡る決意を書いている。「立身出世」や「富貴栄達」のためではないといっているが、明治時代の青年のだれしもが抱いていた目的意識を素直に認めたくない感情が働いているのであろう。北海道へ渡ることによって「かねての大抱負を実現」しようというのだ。この「大抱負」がアイヌ語の研究であったことがあとではっきりしてくる。②は明治39年8月7日釧路から豊頃へ向かう途中、釧路春採のアイヌ学校教員永久保秀二郎¹⁰⁾にはじめて会って自分の目的としているアイヌ語の研究について決意を述べながらアドバイスを求めている。これは吉田巖が永久保秀二郎の言葉を日記に記録しているのだが、このときにはアイヌにかかわる情報をどのくらい手にしていたのであろうか。いずれにしてもアイヌ研究を自分のライフワークにしようとしていたことがわかる。この二人の出会いについてはのちのそれぞれの晩年の生き方と対照させたとき興味深い。

③は十勝豊頃へ着いてからの郷里の恩師にあてた手紙である。この時点での吉田巖のアイヌに対する心情はあまりにも素朴である。このような手紙を書いた吉田巖がのちにどうしてアイヌへの見方を変えていったのか。強硬な「同化」主義者へと変貌していったことについては吉田巖を論じる大きな問題点なのである。

4. 虻田学園と小谷部全一郎

北海道へ渡った吉田巖は十勝でえた小学校教員の職をなげうって虻田学園の小谷部全一郎のもとへ走る。自分の目的とするアイヌにかかわる研究のための環境が用意されていると考えていたらしい。ここでは吉田巖を虻田学園へ招聘した小谷部全一郎について紹介し、また吉田巖にとって虻田学園がどういう点で大きな意味をもっているのかを考える。

『吉田巖日記』の編者である小林正雄は吉田巖が音更から虻田学園へ異動する間の事情を次のように書いている。

豊頃村にひとまず落ちついた巖青年は、短期間、村役場で臨時職員をつとめたあと、河東郡音更尋常小学校の代用教員になり、四十年四月はじめまで音更市街に住んだ。同月、芽室村の毛根尋常小学校に転勤、ほぼ同時に準教員の免許状を受けた。同年七月、胆振国虻田郡虻田村虻田学園長であった小谷部全一郎から招かれて、同月末に依願退職、同学園が経営している虻田実業補習学校の職員になった。

（『吉田巖日記第四』例言）

虻田学園と小谷部全一郎については浦田広胖『明治のアイヌ・インディアン認識』¹¹⁾をふまえてまとめておく。

北海道旧土人教育会の結成は1900年（明治33）。次のような目的をあげている。

アイヌヲ教ヘヨ、アイヌヲ導ケヨ。而シテ彼等ヲシテ他ト等シク自由ヲ得、他ト等シク幸福ヲ享ケシメヨ。アイヌヲ教育スル所以、亦是日本国民ノ品位モ高ムル所以ノ一端ナリ。

会頭には公爵二条基弘，評議員には板垣退助，大隈重信，近衛篤磨等といった政界人が顔をそろえている。この会の目的にそって北海道旧土人教育会虻田学園が1904年（明治37）2月開校した。小谷部全一郎は幹事，教育主任として虻田に住んでいた。

小谷部全一郎の経歴は，浦田広胖によれば「首都ワシントンにあるハワード大学に入学したが，ハンプトン農工学校同様にこのハワード大学も黒人教育機関である」と紹介したうえで「一方ではインディアン教育機関で学んだことを大いに宣伝しつつ，他方では黒人学校に在籍したことを隠す姿勢はなんなのか。黒人へのある特殊な感情，偏見があったのか」といつているのは注目に値する。それはどういう意味でかということ，小谷部全一郎の虻田学園とのかかわりをはじめとして，その後の活動をあとづけてみると，アイヌに対する偏見やアイヌ教育に対する考えかたに疑問を抱かせる節々が多いからである。

5. 虻田学園における吉田巖

吉田巖が虻田学園と小谷部全一郎とにどのようにかかわったかについて見ておく。

①夢と思へば夢，現と思へば現，吾が境遇はかくまでも変化しようとは，殊更打ちおどろかざるをえない。昨日まで官職に衣食した身が，今や自営自立，理想の天界に飛翔し，畏敬すべき小谷部先生の膝下に日夕可憐のアイヌをはぐくむべく使命を奉ずるにいたったことは，そも何にたとへたらよからう。この前後のことは，ただ夢として胸にみち，口にあまっただけで，筆にも到底うつしえぬのである。

（『吉田巖日記第四』明治40年9月6日）

②今回，吾が北海道旧土人教育会頭，公爵二条基弘公閣下御来園にて，創立以来未曾有の盛典に有之候べき。不肖も本園理事小谷部博士の御紹介を以て，まのあたり種々御下問に答へまつり特に御染筆，御撮影の席に侍するの栄を担ひ申候。

（『吉田巖日記第五』明治42年9月19日）

③ああ何と，先生に対する世の誤解かくの如くそれ甚しき。吾，日として耳にせざるなきまで世人の耳目に上れる噂のみにてても，今日まで一々枚挙に違あらざるなり。火のなきところけむりなき理なれば，吾とて反省せざるにあらねど，殆近来万事手につかずの有様。

（『吉田巖日記第五』明治42年9月28日）

④先生家財を悉皆引き払ひ御上京被遊事を始めて承り，今更に名残惜しく思はれたり。

（『吉田巖日記第五』明治42年10月31日）

⑤天にも地にも，父母も畜ならざる大恩人小谷部先生（略）御出帆。

（『吉田巖日記第五』明治42年11月8日）

⑥朝より夜まで二十余回の震動，人心恐々たり。

（『吉田巖日記第五』明治43年7月22日）

⑦救有会本部は財政日に非にして今に壺銭の送金なく専ら申訳の手紙のみ参り居申候。たとへ道庁支庁間の打ち合せの結果，維持方法を講じ申候とも，結局円満なる前途の光明は望がたく，官庁側も私の勇退を同情致居候。然も機既に既におそく，最早半年に近き名誉職，到底つづく限に御座なく候。

（『吉田巖日記第五』明治43年11月16日）

⑧終日ふさぎがちにておもひくれぬ。二条公に辞表を郵呈す。

（『吉田巖日記第五』明治43年11月21日）

①は小谷部全一郎に招聘された吉田巖が，「大抱負」という目的の実現に熱い思いを胸にして虻田学園で

アイヌ教育に献身する感激ぶりがわかる。

②は苦しい勤務ではあったがアイヌの教育現場で働いていることが二条公爵に認められたその感激の絶頂にあることを、友人の田原口瑛蔵へすこし自慢したい気持ちをこめて書き送った手紙である。

③は小谷部全一郎が付近住民から受ける非難に吉田巖がわがことのように辞易しているところである。

それが④をへて⑤にいたるのはわずか一週間で起こった激変なのである。小谷部全一郎個人に何が起きたのか。ここでは推量の域を出ないが虻田の地に止まっていられない事件でなかったのか。吉田巖は小谷部全一郎に対する不信感をあらわす言葉は最後まで発していなかったが、真剣にアイヌの現実に関心を致す度合いが高ければ高いほど増幅されていったのではないとも考えられるのである。しかし小谷部全一郎が夜逃げするように東京へ去る現実に関心を直面していても「大恩人」という表現を変えていない。

別にふれるが、吉田巖はこのあとはじめてアイヌの生徒たちへアイヌ語による授業をはじめるのである。しかしその画期的であった授業も⑥の有珠山の大噴火、また⑦の小谷部全一郎が唐突に虻田学園を放棄してしまったあと途方にくれて長兄へ出した手紙にあるように⑧のように万策つきて虻田学園を辞することとなる。アイヌの生徒たちへアイヌ語による実験的な授業は二度となされることがなかった。

II 多面性をもった教育実践と研究

ここでは吉田巖が虻田学園ではじめてアイヌ語を用いた授業をしたことと、のちにアイヌ語撲滅を叫ぶまでの経過をあとづける。

竹ヶ原幸朗は吉田巖がアイヌについての「教育実践と研究」が完全に分離していることを問題としている。吉田巖のこういう考え方が突如としてでてきたのではない。かねてから吉田巖のなかに潜在していた考え方である。この帰結が1931年（昭和6）日新尋常小学校閉校と同時に49歳の若さで教育実践の場を退かせて研究一筋の道をたどらせることになった。

1. アイヌ語による授業

吉田巖がアイヌの生徒を教える教育現場にアイヌ語をとり入れる試みは彼の日記を資料として検証することができる。はじめは教育上の具体的見とおしをたてていたのではないことがわかる。授業をすすめる現場での刹那的な思いつきであった。

以下の資料は日記から抽出し時間の経過に従ってあげたものである。

本日綴（第二時間）に和歌，俳句を課す。即席，中々よくやる。

（『吉田巖日記第五』明治42年12月2日）

午前，第四時間唱歌に臨時の和歌評をなし（略）各賞品を与へて奨励す。（略）とに角開闢以来アイヌ種族の作歌，俳句，及韻文の作あるは実に本園生徒を以て嚆矢とすべく，且又，これが教授の嚆矢は吾を以てすべし。

（『吉田巖日記第五』明治42年12月4日）

アイヌ種族をさして，余は今後出来得るかぎり，愛族の文字を用ゐむとする。

（『吉田巖日記第五』明治43年5月1日）

今朝，突然作業の代わりとして一同にア文字を冠せるアイヌ語を書かしむ。

（『吉田巖日記第五』明治43年5月11日）

かねての理想を著し，実見するに近からしめむ為，懸賞アイヌ語昔話を提出す。出す方も出す方，書く方もはづみよく大分筆がまはる。材料が多くあらはれてくるがうれしい。朝，頭にイ及エのつ

きたるアイヌ語をかかしむ。

(『吉田巖日記第五』明治43年5月19日)

今朝は宿題アイヌ語をかかしむ。

(『吉田巖日記第五』明治43年5月20日)

各自にアイヌ語をかかしむるを整理上との便益をかね、用意の雑記帳一冊づつ、今朝配布して、不取敢これにものさしむ。ああ、前途有望なる哉快。

(『吉田巖日記第五』明治43年5月21日)

第三時間、かねて募集のアイヌ語集に対し、調査の結果を報告し、且賞品を授与す。尚又渡し置きたる帳簿に国宝と命名して各自に記さしむ。これが記載規定等一切の心得を授く。

(『吉田巖日記第五』明治43年5月23日)

綴方に日本文をアイヌ語に訳さしむ。一同大閉口。

(『吉田巖日記第五』明治43年6月13日)

朝、一同にアイヌ語をかかしむ。トリ、ケモノ、ムシ、サカナにつきてみぢかき話。

(『吉田巖日記第五』明治43年6月27日)

ここで見る限りにおいて吉田巖は教育上何らかの理念とか計画があつてアイヌ語を教育現場に取り入れたわけでないことがわかる。しかし、このことによってアイヌの生徒たちが、自分たちの言葉を文字で表現するある喜びを体験したことは確かである。それは吉田巖にとって教育の成果であつたといえよう。しかし吉田巖の意図はアイヌの生徒たちへ言葉を通して民族の誇りを自覚させようということではなく、自分のアイヌ語収集の利便のためであつた。このような吉田巖のアイヌ語による教育観はのちに結果として変貌してゆくのである。

吉田巖がアイヌの生徒たちへはじめてアイヌ語による授業をしたという教育上の試みは、虻田学園の辞任によって中止せざるをえなかつた。それは小谷部全一郎の虻田学園の経営放棄につづいて、有珠山噴火という不運な物理的事情による理由があつたことを付度する必要がある。

2. アイヌ研究の飛躍 — 啓明会

吉田巖をしてアイヌの研究に全てをうちこむ決意にふみきらせたのが財団法人啓明会アイヌ調査事業の囑託となつたことである。

1918年(大正7)8月6日、金田一京助が吉田巖をたずねた。金田一京助が13日釧路へ向かうまで行動を共にしている。16日には、金田一京助から礼状がとどく。吉田巖がアイヌ研究の分野で著名になってきていることと関連がある。「河野常吉¹²⁾氏よりのアイヌ研究に関する相談状郵着」の内容は次の吉田巖の礼状でわかる。

さて今度東京方面有力なる仁により、学术界の研究著作に対し、便宜を与へられ候。恩恵によりアイヌに関する調査発表方等につき、来九月初旬これが協議会御開催の上、調査項目、人選等御決定可相成趣を以て、その壱部分の予定者として私を御推薦たまはり、種々御高庇恭うせし段、光榮の至りと深く感謝仕候。

(『吉田巖日記第十』大正7年8月16日)

啓明会は、1918年(大正7)8月8日設立。その主旨は総則に次のようにまとめられてある。

策一条 男爵牧野伸顕平山成信ハ赤星鉄馬ノ寄付ニ係ル金壱百万円ヲ以テ財団法人ヲ設立ス

第二条 (略)

第三条 本会ハ公益ニ資スル為メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

- 一 特殊ノ研究、調査・著作ヲ助成シ及發明発見ヲ奨励スルコト
- 一 必要ニ依リ本会自カラ専門家ニ依頼シテ前項ノ事業ヲ為スコト
- 一 外国ニ於ケル同種ノ事業ヲ紹介シ又ハ著作ヲ反訳スルコト
- 一 本会ノ目的遂行ノ為メ必要ナル講演ヲ開キ又ハ出版ヲ為スコト

(以下条文略)

(『吉田巖資料集-3』)

この後、吉田巖は河野常吉の誘いに慎重な検討を重ねて「公職公務に支障なき範囲に於て」という条件付きでアイヌの「研究、調査・著作」の仕事を引き受けることとなる(大正8年6月22日)。吉田巖が研究者として大きく飛躍する契機となるのである。

そのころの心境をかたる日記をあげておく。

アイヌも国民、我等も国民。その間に真理上、何等のわかちなく、ひとしく国父陛下をいただく同胞なることをのべ、ただ互に相異なるは、感情の上のことで、つまりは境遇の殊ること、主として生活程度のひくいのが原因していやしめらるる、侮らるるのである所以をのべ、自重自覚奮励の必要を知らしめ、今や日本国なる大なる流れの中に大和民族なり、アイヌなり、台湾、樺太、朝鮮人なりの支流を合して、一条一物となった(略)

(『吉田巖日記第十』大正8年7月30日)

いくら同化したやうでも、これだから中々容易のことではない。彼等の儀礼として、古俗として墨守しあるこのカムイノミの造酒の如きは、中々法や規則の取締位の処ではあとをたつべくもない。たたせることも困難だ。若い教育を受けたものの思想と、半老の父兄側と来ては、これだけ違ひのみならず同化した者も、一旦家族に足を入れると、別世界がこうなってしまうかと思ふと、実に容易なことではない、と痛酷に感じたのであった。

(『吉田巖日記第十一』大正8年8月3日)

吉田巖は台湾、樺太、朝鮮をも視野に入れた国策追従の姿勢を強くしていく。

そして吉田巖の考えるアイヌ「同化」政策がアイヌの伝統的な生活文化までも奪ってしまうことを意図した徹底ぶりであったことがわかる。

そういう経過をたどってアイヌ語撲滅を宣言することになる。

3. アイヌ語撲滅宣言

教育現場にアイヌ語をとりいれた吉田巖が、1920年(大正9)突如としてアイヌ語撲滅宣言をする。それに至るまでの吉田巖に与えた一番大きい影響は先に上げた啓明会の委嘱事業の仕事であった。

ここでは啓明会へ至るまでの経過を追っておく。

1909年(明治42)、最も信頼し尊敬していた小谷部全一郎が一方的に虻田学園を吉田巖にまかせて東京へ去ってしまう。それは吉田巖がアイヌの生徒を自分の裁量で自由に教育する条件を得たことではあった。授業にアイヌ語をとり入れる直接の動機となっていたかもしれない。しかし経営的行き詰まりに加えて、有珠山の噴火という天災に遭遇したことは、むしろ吉田巖に新しい局面を展開させる契機ともなった。

ここでは吉田巖のアイヌに対する視線の変化を年を追って確かめておきたい。

はれぬものは自然の埋に候。進化の律また誠に言ひがたきものに候。彼等の言語は頻々として日本化しつつ有之候。亡国の民は他国語を解して之を使用することはやしとかや申すも□ひがたき理に候。言語然り。風俗習慣然り。かくしてアイヌ人種は半死せる種族に候。言語死し、習俗あとをたち、かくして同人種の前途は死せざるか、進化の律、言ひがたきものに候。恐るべきは自然の理に候。

(『吉田巖日記第四』明治39年8月29日)

吉田巖が北海道へ永住の決意をもって十勝豊頃で、教員の採用を待っていたころの文である。自分がこれから研究の対象とするアイヌの存在を鋭く分析している。

次は虻田学園で尊敬してやまなかった小谷部全一郎が吉田巖になげかけたことばである。

昔、オキクルミは汝はアイヌクサイからといつて旧識者から嫌悪されたさうであるが、よく考ふべきことである。君も久しくして遂にアイヌ化せりとて、先生は余の体臭に注意を与へられた。

(『吉田巖日記第五』明治42年3月11日)

吉田巖のなかにある感覚的嫌悪感を忽然として目覚めさせたであろう。小谷部全一郎の背信以外のなにもでもない。それは吉田巖を支配してゆく。しかしその兆候は吉田巖自身に潜在していたものかもしれない。

有珠山噴火前日(明治43年7月21日)の日記には「終日、学園報七号原稿の筆をとる。〈旧土人青年の教育〉と称する一題を草し終る」とあって、それは次の文であるが、文体から心理的緊張感が伝わってくる。吉田巖がアイヌ語の授業に取り組んだ直近のものである。「均シク陛下ノ臣子」であるが、茄子と胡瓜の違いがあると言いきる。しかし、「ソノ固有性ノ善美ナルヲ善美視シ(略)丁寧親切、教ヘテ倦マズ」という認識を持った教員としてアイヌの教育現場にいた。ここには吉田巖のアイヌ民族の独自性を認識している姿勢がある。

由来両族ノ相容レザルハ、職トシテ、固有性ノ相異ニ出ヅ。山川俗ヲ異ニシ、風土習ヲ更フルニ因レバナリ。彼等ハ均シク人類ナリ。固ヨリ、純乎タル、種族ノ通有性アリ、ソノ今日ニ至レルモノハ善ク国風ニ同化セラレ、外形、殆、彼此ノ別ヲ存スルナシト雖、茄子ハ茄子ナリ、或程度マデハ進化ス可ケレ、如何ニ進化セリトテ、胡瓜ニハ変ズ可クモアラズ。茄子ハ依然、茄子タラザル可ラズ。アイヌ種族ソレヨク、国風ニ同化シタリト雖、豈全ク固有性ヲ脱シ特徴ヲ抜クヲ得ベキカ。牟トンテ石ノ如キ、頑トシテ、山ノ如キ、何ゾ偶然ナラムヤ。

今日ノアイヌ種族ハ、均シク陛下ノ臣子タリ。帝国ノ良民タリ。殊ニ近来教育ノ力ニヨリテ俗ヲ更ヘ態ヲ移シ、著シク、国風化セラレ、外形ノ近似セシト共ニ身心ノ変化、亦決シテ少シトイフ可ラズ。コノ時ニ当リ、吾人、職ニ、教育ニ在ル者、宜シク、ソノ固有性ノ善美ナルヲ善美視シ、醜悪ナルモノヲ醜悪視シテ、共ニ取捨謬ルナク、前者ノ培養ニ勉ムルト同時ニ、後者ヲ除去スルコト、害虫ニ於ケルガ如ク、丁寧親切、教ヘテ倦マズ、論シテ止マズ。

(『書翰自叙伝拾遺』「吉田巖集(続編)」明治43年7月21日)

1910年(明治43)7月22日、予期しない有珠山噴火に遭遇する。この日は「早朝、菊地北海道庁技手来園す。支庁長、村長来園。昨日のに引きつづき学園報原稿を認め、且、色の研究をも取まともぬ。朝より夜まで二十余回の震動、人心恐々たり」とだけしか記していない。

翌年吉田巖は日高の荷負尋常小学校¹³⁾へ転勤する。ここではアイヌ語の授業は一切していない。次はアイヌの生徒の観察を通じて吉田巖がアイヌへ感覚的嫌悪感を示しているところである。

ああ、この種族を如何、これ余の平素寸時も胸を去らざるの問題然かも事にふれ折に際して熱烈痛酷なる感想にからるる処のものなり、本日放課一同帰校を命ぜんとせし折から、ふろしきに書籍を包みながら、川上タケが右手にふところより一匹の虱をつまみ出し、直ちに口中に含みてつぶしたるを目撃し、慄然、慄然、ああこの種話を如何と。吾は吾を忘れて驚愕の念に駆られたり。虱の上ばえにて常に傍輩をさわがしもの幾人幾民なるか。然もかかる様を一見しては肉食者流の到底夢想にも企て及ぶところにあらず。余は畢生の大論文として「ああこの種族を如何」の問題を起草して汎く世にとひ且つ後世にのこす処なくんばあらず、ああ、ああ、ああ、ああ。

(『吉田巖日記第六』明治45年5月1日)

たけのひざかぶ、すねの多毛、中腰の立小便には愛想をつかす。

（『吉田巖日記第六』明治45年5月2日）

この荷負尋常小学校は吉田巖にとってはある緊張を強いられる勤務校であった。それは東宮侍従甘露寺受長伯爵に引見した際、平取義経神社とアイヌの関係の説明をめぐる主な住民との間で論争があったことによる。しかしそれはアイヌの研究者としての自信につながる事件であった。同時に研究者として吉田巖の名が次第に社会的に認知されはじめたことを示している。その結果、啓明会アイヌ調査事業に嘱託として参加することとなる。それが引き金となってアイヌ語撲滅宣言へつながっていったとみてよい。

次はアイヌ語撲滅宣言として評者に引用されている日記の部分である。

小川原氏の談に、教授者は朝鮮人、支那人に日本語を教へるのに、さきの言葉をつかふと、どうしてもおぼへがよくない、否、効果がないと——これは余は教育の上よりは、絶対アイヌ語を撲滅させる方針故使用せぬ。但裏面の研究の方便としては、この限りにあらずといったのをきいて。

（『吉田巖日記第十一』大正9年1月17日）

こういう考え方がずいぶん早い時期から吉田巖の中に潜在していたものであろう。吉田巖は理屈の上では「アイヌの教育実践とその研究」が原則としては一致しなければならないことを理解していながら、感覚的にはアイヌへの差別意識を克服できなかったのであろう。明らかに教育実践の上ではアイヌ語の撲滅をいいながら、研究の面では方便としてこの限りでないという多面性の論拠を自分に納得させているのである。アイヌの生徒よりも自分のアイヌ語研究を先行させていたことは否めない。

Ⅲ 吉田巖に対する評価

吉田巖のアイヌ教育とその実践についての研究は、竹ヶ原幸朗の成果が先行としてある。最も新しい研究に小川正人の『近代アイヌ教育制度史研究』を見ることができる。そして梅原猛・藤村久和『アイヌ学の夜明け』における〈“アイヌ学”の課題〉のなかで吉田巖について語っているところにふれたい。また寺下一の論については問題点をあげたい。

1. 竹ヶ原幸朗の場合

竹ヶ原幸朗は1979年「アイヌ教育（史）研究の視点」、1980年「アイヌ同化＝皇民化教育政策」、1980年「アイヌ教育実践の系譜」においてほぼ同じ主旨の論を展開し、1983年「近代日本のアイヌ教育」¹⁴⁾ではこれらを集大成して次のように述べている。

吉田は、教育実践とアイヌ研究との接点であるアイヌ語について、「教育の上より絶対アイヌ語を撲滅させる方針故、教師として私は使用せぬ。但し裏面の研究の方便としてはこの限りにあらず」と語り、アイヌ語による教育実践を否定し、〈日本語〉によることを明らかにしている。教育実践と研究とは完全に分離し、アイヌ研究の成果を教科指導にとり入れる視点はまったく欠落していたとみてよいであろう。吉田の場合、他の〈日本人〉教師とは異なり、教育実践のなかにアイヌ語、アイヌ文化を位置づけることが可能であったにもかかわらず、それは、吉田自身によって否定されたのである。（略）「旧土人」小学校は、アイヌ児童のみならずアイヌ・コタン全体の同化政策の中核となってアイヌ民族の個性と主体性を否定する反教育の場として位置づけることができる。

竹ヶ原幸朗は吉田巖の「教育実践と研究」が「完全に分離」していることへ疑問を投げかけている。アイヌ教育もまた教師という人間とその教育実践が一致しなくてはならないという原則の上に立つべきだということであろう。教師もまた多面性をもっているというようには考えていないのである。

さらにもっとも厳しくアイヌの「同化」に手を貸したと糾弾している。しかしこの視点には吉田巖が生きた時代についての理解を示すところがあってもよさそうである。

アイヌも和人同様ひとしく、天照大神の末裔である。吾々の崇敬する陛下、皇祖皇宗はその同族なるアイヌも亦崇敬せずばならない、敬神は即ちこれである。

(『日新随筆』「古潭春秋」¹⁵⁾ 大正9年7月6日)

神道信仰の吉田巖ではあったが、大正時代としては珍しいいい方であろう。これは「アイヌの保護指導の上に理解をもった警官」がアイヌの集会の席上でおこなった訓示的講話に共感して書きとどめたものである。

2. 小川正人の場合

『近代アイヌ教育制度史研究』はアイヌ教育制度の実態を歴史的に詳しく分析している大著である。ここで人名索引にとりあげられた人物は73人、項目は207である。一人平均では2.8回となるが、吉田巖の項目では23回と他を引き離して多い。極めて単純な比較であるがこの著作において吉田巖の占める位置が大きいことを知らされるのである。小川正人は吉田巖について竹ヶ原幸朗の述べているところによっておおよそ次のようにいう。

竹ヶ原幸朗は、アイヌ教育政策の展開過程をあとづけつつ、特に吉田巖の第二伏古尋常小学校における教育活動に着目してその実態を検討し、アイヌ学校は「アイヌ児童のみならずアイヌ・コタン全体の同化政策の中核」であり、「アイヌ民族の個性と主体性を否定する反教育の場」であったと指摘している。このような指摘は、近年の研究が共有する所説となっている。¹⁶⁾

さらに「近年の研究が共有する所説となっている」には次のような注記がある。

言い換えればその後一〇年以上にわたって、公刊された仕事を見る限りこれ以上の分析の深まりを見ることができないということでもある。

小川正人は竹ヶ原幸朗の論をもって「近年の研究が共有する所産」として同じ立場に立っているのである。

つまり小川正人の評価は竹ヶ原幸朗を出るものがないことを認めている。この小川正人のいう「近年の研究が共有する所説」に対して疑義を投げかける位置に寺下一がいる。ただし両者の論文発表の時間差を考慮に入れておかななくてはならない。

3. 梅原猛の場合

『アイヌ学の夜明け』は梅原猛と藤村久和のグローバルな視点による編集であって、アイヌ学研究にたずさわる各国の学者の座談会・シンポジウムの記録である。ここで<“アイヌ学”の課題>というテーマで梅原猛は吉田巖のアイヌ語研究について次のように述べている。

吉田先生はアイヌ子弟の教育を一所懸命やった、アイヌの人たちのためになると思って日本語教育をやった。それで何十年もやってきたけれども、そのことによってかえってアイヌの人にアイヌ語を忘れさせたのではないか、そういう懺悔の気持ちからアイヌ語の研究をはじめたのですね。広告の裏や名刺の裏にアイヌ語を書いて、膨大なアイヌ語の単語カードをつくっているのです。これを帯広の図書館で見ると、私はものすごく感動した。これはどうしても出版しなければならない資料だと思いましたね。¹⁷⁾

梅原猛は「吉田巖がアイヌの子弟に何十年も日本語を教育してアイヌ語を忘れさせることとなったその懺悔のためにアイヌ語の研究をはじめた」というのであろう。これが対談であるので文字で綴った文とは違った齟齬がでてきやすいところもあろう。しかし、吉田巖のアイヌ語教育の過程についてはすでに見てきたところで、概括的すぎる感じがする。

4. 寺下一の場合

寺下一は吉田巖の虻田学園時代に論点をしぼっている。

吉田巖の虻田学園にいたるまでについてはすでにのべた。虻田学園時代後半からについて寺下一は次のようにいう。¹⁸⁾

- ①「虻田学園」時代には、「同化」主義的「アイヌ教育」のただ中にありながらも、アイヌ語を「国の宝」とまで認め、「教育実践」に活用した吉田巖であった。
- ②平取荷負尋常小学校へ赴任した後、「同化主義」と「同情心」、「アイヌ（語）研究」と「アイヌ語使用」という、相矛盾する心理の間で揺れ動く、吉田巖の教育観は、アイヌ子弟に対する嫌悪に端を発して、時代の流れに逆らえないかのように、「同化」へと、傾斜してゆくことになる。

①から②への変化について、寺下一はそれが吉田巖の「変節」であり「転向」であるとまで言い切っている。

しかし、この論文の「はじめに」では次のように吉田巖を総括している。

今日的観点で見れば、吉田巖は自らの暮らしを振り返るゆとりのない中で、少数民族たるアイヌ子弟の「教育」という、使命感を抱き、身体的にも精神的にも追い詰められながら、「旧土人学校」の終焉の日まで、アイヌ子弟と共に生き、彼等を見つめ、「アイヌ教育」を貫いた、徹人であった印象が強い。彼が残した「日記」を詳読するにつれ、その真摯な姿勢は、終生変わることがなかった、との確信を強くするものである。

寺下一は吉田巖が「真摯な姿勢」のアイヌ教育者であるとしながらも「＜同化＞へと、傾斜してゆく」ことは「時代の流れ」だったとする。しかしどういう「時代の流れ」なのかについては残念ながら述べていない。アイヌ教育における「同化」の問題を分析する場が見えてこない。それに代わって「アイヌ子弟に対する嫌悪」という感覚的な理由を全面に押し出している。

つまり寺下一は教師として生きた吉田巖と「アイヌ（語）研究」の吉田巖を分けて考えていることに注目したいのである。

寺下一の論で考えると吉田巖の教育者と研究者という多面性の問題が浮かび上がってくる。

おわりに

吉田巖の歩みを展望するとき、「同化」についての考え方を避けて通ることはできない。アイヌの教育実践と研究に携わってきたものの宿命であろう。その過去の後づけをしてあげつらうのは本来の目的でないことはいうまでもない。吉田巖もまた、時代のなかで多面的に生きたのである。

『北海道あいぬ方言語彙集成』¹⁹⁾は梅原猛の示唆で日の目を見たことは生涯の大満足であったろう。しかし残念ながら死後のことではあった。

いささか畢生の念願の一端を伝えうることを信ずるによって、霊にこたえ、自ら満足し得るものである。

(『北海道あいぬ方言語彙集成』まえがき)

吉田巖が1952年（昭和27）この著作に付した「まえがき」からであるが、齢70歳にしてなしとげた仕事へ対する感慨として受け止めるとき、吉田巖へある共感を禁じ得ない。たしかにひとり人間が残した仕事として満腔の敬意を示すものではある。

藤村久和の解説はまことにていねいに畏敬の念をこめて、その間の事情を書いている。『アイヌ学の夜明

け』で梅原猛と語っている好意的視線にはほのかなぬくもりさえ伝わってくる思いがする。

吉田巖は1920年（大正9）から交通の不便にもかかわらず釧路地方では白糠春採厚岸と方言採集に足をのばしている。この努力の前に吉田巖のアイヌの同化問題などはその焦点が霞んでしまうのである。

アイヌのおばあさん方がいつもいうように、ほんとうにだいじなものだから、ほんとうにいいものだからと思って、自分たちの文化を子どもや孫に伝えてきたのです。ほんとうによくないものだったらこの親が自分の子どもに伝えるかと言うわけです。だから私はその文化に、この言葉に確かなものがあるということをも自分で確信して、伝承したいし、その文化を伝えたいと、そういうふうを考えているのです。²⁰⁾

この梅原猛との対談を読むと、くりかえしになるが吉田巖のアイヌの同化についての問題などごく些細なことのように思われてくるのは当然のこととしてある。アイヌのおおらかな世界観のなかに包みこまれて、ことばを失ってしまうばかりである。

また梅原猛の次のことばは謙虚に耳をかたむけなければならないと思う。

やはり私の仕事は種まきの仕事ではないかと思っています。もちろんジョン・バチェラー（1854～1944）や金田一京助（1882～1971）の仕事も種まきですが、こういう方法ではアイヌ学は行き詰まっていたと思いますよ。滅びつつある少数民族の文化を研究するというだけでは、もうこの学問の将来に見込みがない。²¹⁾

しかしながら、吉田巖の歩んで来た多面性に富んだ歩みのあとは消えることがない。それはさまざまな立場から常に問い直されることを拒否できないことも確かである。

今回の小論を書き終わって、吉田巖について言い尽くしていない問題が新たに次々と見つかった。さらに再検討の機会を得て、別に稿を改めて書き継がなければならないと思っている。

〔注〕

- (1) この法律は、北海道ウタリ協会が制定を求めた「アイヌ民族の権利に関する法律」（案）の一部を具体化したに留まったため、様々な評価がなされている。アイヌ民族の参議院議員としてこの立法に係わった萱野茂は「感無量だ。道ウタリ協会の人たちのたゆまぬ努力の結果であり、敬意を表したい。これまでアイヌ民族を差別してきた北海道旧土人保護法がなくなることが決まり、アイヌの人たちの考えが多少盛り込まれた新法ができたことの意義は大きい」（『北海道新聞』夕刊1997年5月8日付）とこれを評価している。また、アイヌ新法制定運動の先頭に立ってきた北海道ウタリ協会前理事長の野村義一は「新法ができたことに喜びも大きいですが、残念という気持ちが勝っている」としている（『北海道新聞』1997年5月9日付）。他方、アイヌ教育実践に永年にわたり取り組んできた徳光勇（東川高校）は、先住権の規定を欠き文化・伝統等の振興に限定された同法はウタリ協会が永年求めてきた民族法とは全くかけ離れた論外のまがいものであるという厳しい評価をしている。徳光は、ウタリ協会案の構造と構成要素は、①先住民族としてのアイヌの存在（存在の確認）、②和人政府、和人による強制同化・差別（他民族権力による加害とそれに対する抵抗の歴史）、③アイヌ民族の誇り、先住権の回復（立法の目的・核心）、④日本国憲法にかかわる全民族的課題（法律の位置づけ）の4点を土台に、権利の具体化とそのための保障の手だてとして、①基本的人権の保障（差別の絶滅）、②民族文化・教育の保障、③生活・経済の保障、④参政権の保障、⑤自立化基金審議機関、の5点を掲げるものであるが、アイヌ文化振興法は土台部分を全く欠き、さらに権利の具体化部分で生かされたのは「民族文化」のみであった、と指摘している（徳光勇「『アイヌ文化振興法』が成立して1年—原点を問いつける運動—」、1998年合同教育研究全道集會第22分科会「平和・憲法、人権・民族と教育」分科会レポート）。
- (2) 明神 勲「『アイヌ＝人間』の過去・現在・未来を考える意味」、小山内洸・他著『先住少数民族と教育・文化』、三友社出版、1990年。
- (3) 条文には、アイヌの伝統、文化については「アイヌの伝統」、「アイヌ文化」という表現もあるが、アイヌ民族の呼称は「アイヌの人々」である。
- (4) 少数民族懇談会『民族連帯の輪舞』、少数民族懇談会、1980年、pp.37-38。

- (5) 「北海道新聞」1997年5月16日付・17日付。
- (6) 永田秀郎・明神勲「アイヌ教育者永久保秀二郎の評価をめぐって」、『釧路論集』第31号, 1999年10月。
- (7) 北海道教育研究所編『北海道教育史 全道編四』, 北海道教育委員会, 1964年, pp.814-815。
- (8) 『吉田巖伝記資料』「帯広市社会教育叢書第九巻」, 1964年, 帯広市教育委員会。これをもとにして筆者がまとめた。
- (9) 『吉田巖日記』「帯広叢書第二十巻～第三十四巻」, 1979-1993年, 帯市教育委員会。日記は1895(明治28)-1963(昭和38)まで書かれたが公刊は1931年(昭和6)までである。
- (10) 永久保秀二郎(1849-1924), 宮城県刈田郡宮村。1891年(明治24)から釧路春採アイヌ学校で教える。
- (11) 浦田広胖『明治のアイヌ・インディアン認識』, 1990年, 自家出版。
- (12) 河野常吉(1862-1930), 北海道史研究家。北海道の生き字引きといわれた。
- (13) 荷負尋常小学校, 荷負(日高)は「アイヌの古都平取の北方三里の山間に位置し, 沙流川の上流幽遠閑雅の境に在り」(吉田巖『心の碑』から)
- (14) 竹ヶ原幸朗「近代日本のアイヌ教育」, 桑原真人編『北海道の研究 第6巻近・現代篇Ⅱ』, 1983年, 清文堂出版株式会社, pp.480-483。
- (15) 吉田巖『日新随筆』「帯広市社会教育叢書No.2」, 1956年, 帯広市教育委員会, p.47。
- (16) 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』, 1997年, 北海道大学図書刊行会, pp.168-169。
- (17) 梅原猛・藤村久和編『アイヌ学の夜明け』, 1994年, 小学館, p.381。
- (18) 寺下 一「教師吉田巖とアイヌ教育-虻田学園における教育実践をめぐって-」(1997年3月, 北海道教育大学大学院教育学研究科釧路校へ提出した修士論文)
- (19) 吉田巖『北海道あいぬ方言語彙集成』, 1989年, 小学館。
- (20) 前掲(17), p.16。
- (21) 前掲(17), p.15。

<付記> 本稿は、「はじめに」を明神勲が、「I～おわりに」を永田がそれぞれ分担執筆した。全体の構成及び内容については両者で検討したが、文責はそれぞれの分担部分についてのみ負う。

(永田秀郎 北海道教育大学大学院教育学研究科 平成8年度修了)

(明神 勲 北海道教育大学釧路校教育学研究室)